

第 2 3 回 農業委員会総会議事録

令和 4 年 5 月 2 7 日開会

中標津町農業委員会

令和4年5月27日、第23回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1 番	二 瓶	裕 貴
2 番	横 田	千 秋
4 番	長谷川	孝 二
3 番	谷 川	好 則
5 番	田 中	洋 希
6 番	竹 村	聡
7 番	武 田	健 治
8 番	田 中	世 一
9 番	瀧 本	和 男
10 番	須 崎	智
11 番	和 泉	光 広
12 番	後藤田	宏 幸
13 番	高 橋	正 一
14 番	赤波江	信 二
15 番	小 林	亨
16 番	中 村	正 生
17 番	笠 原	康 博
18 番	本 田	信 幸

附議した案件

- (イ) 議案第126号 現況証明願いについて
- (ロ) 議案第127号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第128号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第129号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ホ) 議案第130号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ヘ) 議案第131号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- (ト) 議案第132号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の承認について
- (チ) 議案第133号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について
- (リ) 報告第50号 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (ヌ) 報告第51号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (ル) 報告第52号 農地法第4条許可書の交付について
- (ヲ) 報告第53号 農地法第5条許可書の交付について
- (ワ) 報告第54号 農政委員会開催報告について

本日出席した職員

事 務 局 長	杉 山 隆
庶 務 係 長	葛 西 利 光
農 地 係 長	吉 田 佳 弘
係	齋 藤 光 代

(開 会 10時30分)

議 長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、18名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第23回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

14番、赤波江 信二 委員。

15番、小林 亨 委員。

以上、2名を指名致します。

日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 4月27日の総会以降の会務につきましては、特にございませんでしたのでご報告いたします。以上で会務報告を終わります。

議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第126号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第126号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。2ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積25,611㎡内10,927㎡。利用状況、雑種地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は3ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が雑種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和4年5月11日、第1地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第126号(2)について説明いたします。4ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

標津郡標津町〇〇条〇〇丁目〇番〇〇-〇号、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、農地・採草放牧地以外、面積18,597㎡内11,471㎡。利用状況、原野。3、申請の理由。砂利採取計画認可申請のため。4、見取図は5ページのとおりです。

本案件につきましては、砂利採取法に基づく、砂利採取計画認可申請を行うため申請があったものです。当該地は、農業振興地域内の農用地区域となっておりますが、公簿が原野であり、現況も原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和4年5月16日、第3地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第127号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第127号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)(2)について説明いたします。7ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇

○、代表取締役、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○番○、公簿、山林、現況、畑、面積 13,032 ㎡、利用目的、牧草畑、他 2 筆、計 77,798 ㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借。5、期間、令和 4 年 6 月 1 日から令和 1 4 年 5 月 3 1 日まで。6、当事者の経営状況。構成員、2 人、農従者、2 人、経営地、計 152,426 ㎡、家畜、牛 340 頭。9、見取図については、8 ページのとおりとなっております。

なお、(2) につきましても借主が同一でありますので、借主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字○○○○○番地○、○○ ○○○、○○歳、農業。

2、土地の表示。字俣○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積 29,919 ㎡、利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 74,628 ㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借。5、期間、令和 4 年 6 月 1 日から令和 1 4 年 5 月 3 1 日まで。6、当事者の経営状況。構成員、2 人、農従者、2 人、経営地、計 152,426 ㎡、家畜、牛 340 頭。9、見取図については、10 ページのとおりとなっております。

この 2 件につきましては、農地所有適格法人に使用貸借していた農地について、再度使用貸借の設定するものであります。別添の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 5、報告第 50 号「農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。(1)(2)について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 報告第 50 号「農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」
(1)(2)について説明いたします。46 ページをお開きください。
(1) 1、届出人の住所、氏名。
中標津町字○○○○○番地○、(株)○○○○○、代表取締役、○○○ ○。

2、許可年月日、許可番号。令和2年10月23日付、中農委4第令2－4号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇〇番〇、他2筆。4、転用目的、農業用施設建設。5、事業計画の期間。令和2年10月23日から令和4年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和4年3月26日。7、この完了検査につきましては、令和4年5月11日、第1地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。

47ページをお開きください。

(2) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和3年4月23日付、中農委4第令2－14号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇〇番〇、他1筆。4、転用目的、農業用施設建設。5、事業計画の期間。令和3年4月23日から令和4年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和4年3月26日。7、この完了検査につきましては、令和4年5月11日、第1地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)(4)について内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 報告第50号(3)(4)について説明いたします。48ページをお開きください。

(3) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和2年10月23日付、中農委4第令2－5号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇〇番〇、他1筆。4、転用目的、農業用施設建設。5、事業計画の期間。令和2年10月23日から令和4年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和4年3月26日。7、この完了検査につきましては、令和4年5月11日、第1地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。

49ページをお開きください。

(4) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇、取締役、〇〇 〇、〇〇 〇、小〇〇 〇。

2、許可年月日、許可番号。令和3年4月23日付、中農委4第令2－13号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇〇番〇他、1筆。4、転用目的、農業用施設建設。5、事業計画の期間。令和3年4月23日から令和4年3月17日まで。6、事業完了年月日。令和4年3月17日。7、この完了検査につきましては、令和4年5月11日、第1地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確

認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(5) について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 報告第50号(5)について説明いたします。50ページをお開きください。
(5) 1、届出人の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇-〇〇〇〇〇 〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。
2、許可年月日、許可番号。令和2年10月23日付、中農委4第令2-7号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇〇番〇他、1筆。4、転用目的、農業用施設建設。5、事業計画の期間。令和2年10月23日から令和4年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和4年3月26日。7、この完了検査につきましては、令和4年5月11日、第2地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(6) について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 報告第50号(6)について説明いたします。51ページをお開きください。
(6) 1、届出人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。
2、許可年月日、許可番号。令和2年11月18日付、中農委4第令2-9号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇番〇。4、転用目的、農業用施設建設。5、事業計画の期間。令和2年11月18日から令和4年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和4年3月26日。7、この完了検査につきましては、令和4年5月11日、第3地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で事業完了届についての報告を終わります。
日程6、報告第51号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。(1)について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり)和泉委員。

和泉委員 報告第51号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」
(1)について説明いたします。53ページをお開きください。
(1)1、届出人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、(有)〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。
2、許可年月日、許可番号。令和3年5月20日付、中農委5第令3-1号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇〇番〇、他1筆。4、転用目的、砂採取。5、事業計画の期間。令和3年5月28日から令和4年5月27日まで。6、事業完了年月日。令和4年4月24日。7、この完了検査につきましては、令和4年5月12日、第5地区推進班により、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で事業完了届についての報告を終わります。
日程7、議案第128号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。ここで、会議規則第16条の規定により、〇番、〇〇〇〇委員の退席をお願い致します。

(〇〇委員退席)

議長 (1)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり)和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第128号「農地法第5条の規定による許可申請について」
(1)について説明致します。議案の12ページをお開きください。
(1)1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、(有)〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。
2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積52,527㎡内18,274㎡。3、許可を受けようとする事由。砂採取のため。
4、転用の期間。令和4年6月25日から令和5年6月24日まで。5、権利の種類。賃貸借権。6、採取量、砂9,246㎡。7、最大切深。5.00。8、見取図につい

ては、13 ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、砂採取のため申請があったものです。継続案件で5年程度この案件につきましては、令和2年4月からの継続で、砂の採取のため申請があったもので、今回の申請面積は18,274 m²となっております。令和4年5月12日に、第5地区推進班で現地確認を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は、止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。

(〇〇委員着席)

議 長 〇〇〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、意見聴取致します。
日程8、議案第129号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第129号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について説明いたします。

議案の15ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積38,136 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年6月1日から令和9年5月31日まで。6、価格。年171,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、6人、農従者、4人、経営地、計508,537 m²、家畜、牛49頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、16ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、

別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)から(6)について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 赤波江委員。

赤波江委員 上程になりました議案第129号(2)から(6)について説明いたします。17ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積311,281㎡内157,000㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計157,900㎡。3、許可を受けようとする事由。

貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年6月1日から令和14年5月31日まで。6、価格。年652,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、9人、農従者、4人、経営地、計1,409,243㎡、家畜、牛380頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、22ページのとおりです。

なお、(3)から(6)につきましても貸主が同一であり、見取図につきましても22ページになりますので、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。18ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番1、公簿、畑、現況、畑、面積311,281㎡内77,000㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計78,000㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年6月1日から令和14年5月31日まで。6、価格。年289,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、9人、農従者、2人、経営地、計686,588㎡、家畜、牛54頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。19ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積311,281㎡内42,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を

設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年6月1日から令和14年5月31日まで。6、価格。年180,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、6人、農従者、3人、経営地、計617,692㎡、家畜、牛76頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

20ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字○○○○○○番地、(有)○○○○○○、代表取締役、○○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積56,132㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年6月1日から令和14年5月31日まで。6、価格。年235,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計2,074,619㎡、家畜、牛749頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

21ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字○○○○○○番地○、(株)○○、代表取締役、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積57,887㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計91,111㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年6月1日から令和14年5月31日まで。6、価格。年354,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計339,404㎡、家畜、牛174頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業

以上の5件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)から(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(7)について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第129号(7)について説明いたします。23ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町○○条○○丁目○○番地、○○ ○○、○○歳。

借主、中標津町字○○○○線北○○番地○、(有)○○○○、取締役、○○ ○、○○

〇、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線北〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 12,517 m²、利用目的、牧草畑、他 2 筆、計 28,000 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 4 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日まで。6、価格。年 112,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、6 人、農従者、6 人、経営地、計 1,822,834 m²、家畜、牛 659 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、37 ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
お諮りします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 9、報告第 5 2 号「農地法第 4 条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第 5 2 号「農地法第 4 条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第 4 条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。
55 ページをお開きください。
許可日。令和 4 年 4 月 26 日付。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇〇番地、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 36,496 m²内 3,000 m²。3、許可期間。許可日から永年となっております。
56 ページをお開きください。
許可日。令和 4 年 4 月 25 日付。
(2) 1、当事者の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積 4,294 m²内 314 m²、他 2 筆、計、12,544 m²。3、許可期間。令和 4 年 4 月 26 日から令和 5 年 4 月

25日となっております。以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。
日程10、報告第53号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第53号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。
58ページをお開きください。
許可日。令和4年4月25日付。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積33,703㎡内5,953㎡、他1筆、計19,964㎡。3、許可期間。令和4年4月26日から令和5年4月25日までとなっております。
59ページをお開きください。
許可日。令和4年4月25日付。
(2) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。
借主、野付郡別海町〇〇〇〇町〇〇〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積9,195㎡内3,222㎡、他3筆、計19,746㎡。3、許可期間。令和4年5月1日から令和5年4月30日までとなっております。以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。
日程11、議案第130号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を上程致します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第130号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。26ページをお開きください。
令和3年分といたしまして、株式会社〇〇〇〇、令和4年分といたしまして、有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇以上3件からの提出がありました。
令和4年4月26日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、承認されました。
日程 12、報告第 54 号「農政委員会開催報告について」を議題に供します。内容を委員長から報告願います。
(挙手あり) 長谷川委員長。

長谷川委員長 報告第 54 号「農政委員会開催報告について」説明いたします。61 ページをお開きください。令和 4 年 5 月 20 日、農政委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第 23 条の規定によりその結果を報告します。
審議内容。1、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について。このことについて、次のとおり結論を得ております。
協議結果。事務局が作成した原案の内容確認と協議の結果、内容に問題がないことから総会提案について承認するとの結論となったところであります。
以上、報告いたします。

議 長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。以上で農政委員会の報告を終わります。
日程 13、議案第 131 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 庶務係長。

庶務係長 議案第 131 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」ご説明致します。29 ページをご覧ください。農業委員会の適正な事務実施につきましては、農林水産省の指導により、新農地制度が実効あるものとするために取り組んでいるところでありまして、毎年、前年の活動点検・評価を作成することとなっております。先ほど、長谷川農政委員長より報告がありましたとおり、令和 3 年度の法令事務・促進事務に関する点検、及び当初計画に対する評価について、本議案のとおり、取りまとめたところであります。なお、本件につきましては、承認後、根室振興局を経由して、農林水産省経営局へ報告し、合わせて、農業委員会のホームページに掲載し、公表することとなっております。以上、説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、承認されました。
日程 14、議案第 132 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の承認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第 132 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の承認について」事務局よりご説明致します。38 ページをお開きください。「農業委員会等に関する法律」第 7 条第 1 項に基づき、中標津町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定しましたので、ご承認いただきたく、お諮り願います。なお、この指針は同法第 7 条第 3 項に基づき、承認後公表致します。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、承認されました。
日程 15、議案第 133 号「令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第 133 号「令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について」事務局よりご説明致します。42 ページをお開きください。
「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 2 項の規定により、農地等の利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、中標津町農業委員会「令和 4 年度最適化活動の目標」を設定しましたので、ご承認いただきたく、お諮り願います。なお、この目標につきましては、当該年度の活動記録・点検・評価を行い、翌年 4 月末ま

でに公表し、知事への報告が必要とされております。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、承認されました。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第23回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉 会 11時15分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年6月3日

会 長 _____

14番 _____

15番 _____